

石川工業高等専門学校共同研究実施要項

平成 23 年 3 月 17 日 校長裁定
平成 24 年 10 月 23 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成 16 年高専機構規則第 46 号。以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき、石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共同研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の申込み)

第 2 条 共同研究を行おうとする者（以下「共同研究実施者」という。）は、校長に共同研究申込書（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。

2 共同研究実施者は、共同研究申込書の提出に当たり、あらかじめ共同研究に従事する本校の教職員（以下「研究担当者」という。）と内容について協議するものとする。

(受入れの審査・決定)

第 3 条 校長は、共同研究申込書の提出があったときは、石川工業高等専門学校外部資金受入委員会（以下「外部資金受入委員会」という。）に諮り、その意見を参考として、受入れの可否を決定するものとする。

2 校長は、共同研究の受入れを決定したときは、契約担当役及び共同研究実施者に対し、書面により通知するものとする。

(契約の締結)

第 4 条 契約担当役は、前条第 3 項の通知に基づき、共同研究実施者と規則第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を定めた共同研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、共同研究契約を締結したときは、その旨校長に報告するものとする。

(研究経費の納入)

第 5 条 契約を締結した共同研究実施者は、当該共同研究契約に定める研究費用を、出納命令役の発行する請求書により納付しなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第 6 条 共同研究遂行上、前条に定める研究費用により取得した設備等は、本校の所有に帰属するものとする。

(施設・設備の提供)

第 7 条 校長は、本校の施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 校長は、共同研究遂行上必要な場合には、共同研究実施者が所有する設備等を受け入れることができるものとする。

(研究員の派遣)

第 8 条 校長は、共同研究を実施するに際し、適当と認める場合は、共同研究実施者と相互に研究員を派遣することができるものとする。

(研究の中止)

第9条 校長は、本校又は共同研究実施者が天災地変その他やむを得ない事由により共同研究遂行が困難となったときは、共同研究実施者と協議のうえ、共同研究を中止することができる。

2 校長は、共同研究の中止を決定したときは、契約担当役に共同研究の中止を通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかに契約の変更を行うものとする。

(研究完了の報告)

第10条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(別紙第2号様式)により校長に報告するものとする。

(研究成果の認定)

第11条 校長は、共同研究の実施により得られた技術的成果について、共同研究実施者と協議のうえ、研究成果として認定するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 校長は、研究成果について、学会発表、論文投稿、インターネット掲載その他の对外発表を教職員に行わせるときは、あらかじめ共同研究実施者の同意を得るものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月17日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年10月23日から施行する。